

評 価 書

平成20年11月
宮 城 県

平成20年度公共事業再評価の結果は、以下のとおりである。

記

1 対象事業名

- ① 一般国道346号 鹿島台バイパス整備事業
- ② 一般県道出島線 出島道路改良事業
- ③ 主要地方道角田山元線 坂元道路改良事業
- ④ 主要地方道鹿島台高清水線 姥ヶ沢道路改良事業
- ⑤ 広域基幹 迫川河川改修事業
- ⑥ 広域基幹 迫川（芋埜川）河川改修事業
- ⑦ 広域基幹 迫川（熊川）河川改修事業
- ⑧ 広域基幹 迫川（長沼川）河川改修事業
- ⑨ 広域基幹 迫川（荒川）河川改修事業
- ⑩ 広域基幹 田尻川河川改修事業
- ⑪ 広域基幹 鳴瀬川河川改修事業
- ⑫ 広域基幹 善川河川改修事業
- ⑬ 広域基幹 竹林川河川改修事業
- ⑭ 広域基幹 白石川河川改修事業
- ⑮ 広域基幹 白石川（斎川）河川改修事業
- ⑯ 広域基幹 大川河川改修事業
- ⑰ 広域一般 高城川河川改修事業
- ⑱ 都市基幹 七北田川河川改修事業
- ⑲ 都市基幹 七北田川（梅田川）河川改修事業
- ⑳ 都市基幹 砂押川河川改修事業
- ㉑ 鹿折川地震高潮等対策河川事業
- ㉒ 坂元川総合流域防災事業
- ㉓ 出来川総合流域防災事業
- ㉔ 雉子尾川総合流域防災事業
- ㉕ 富士川総合流域防災事業
- ㉖ 西川総合流域防災事業
- ㉗ 長沼ダム建設事業
- ㉘ 平地すべり対策事業
- ㉙ J R仙石線多賀城地区連続立体交差事業
- ㉚ 都市計画道路 駅前大通線道路改築事業
- ㉛ 加瀬沼公園整備事業
- ㉜ 仙塩流域下水道事業
- ㉝ 阿武隈川下流流域下水道事業
- ㉞ 鳴瀬川流域下水道事業

- ⑳ 吉田川流域下水道事業
- ㉑ 経営体育成基盤整備事業（多田川左岸地区）
- ㉒ 経営体育成基盤整備事業（中埜西部地区）
- ㉓ 経営体育成基盤整備事業（円田2期地区）
- ㉔ 経営体育成基盤整備事業（川北2期地区）

2 事業の概要

別紙1及び別紙2のとおり。

3 県民生活及び社会経済に対する効果並びに把握方法

「事業の進捗状況」、「事業を巡る社会情勢の変化」、「代替案の可能性の検討」、「コスト縮減の状況」、「費用対効果分析」の項目で効果を把握した。

4 評価の経過

平成20年 6月 9日 「行政活動の評価に関する条例」第5条の書面を作成し、政策・財政会議にて県の対応方針案を決定して、行政評価委員会に諮問

平成20年 6月11日 同条例第9条に基づく県民意見聴取

～ 7月10日

平成20年 6月12日 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会（第1回）開催

平成20年 7月14日 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会（第2回）開催

平成20年 8月11日 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会（河川分科会）開催

平成20年 8月29日 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会（第3回）開催

平成20年 9月 8日 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会（第4回）開催

平成20年 9月22日 現地調査実施

平成20年10月16日 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会（第5回）開催

平成20年11月 4日 宮城県行政評価委員会及び同公共事業評価部会より答申

5 行政評価委員会の意見

対象39事業を「事業継続」とした県の評価に対し、すべて妥当とした。事業の実施に関する意見は、次のとおり。

1) 審議対象事業の実施に関する意見

㉑ 一般県道出島線 出島道路改良事業

今後の事業実施に当たっては、一層の経費節減に努めること。

- ③ 主要地方道角田山元線 坂元道路改良事業
- ② 坂元川総合流域防災事業

公共事業評価部会の審議により、道路事業と河川事業の計画調整がなされたことは好ましいことである。今後は関係事業課間における調整をより一層綿密に行い、効果的に事業を推進すること。

⑦ 長沼ダム建設事業

不特定用水の維持による利水便益の効果が得られるように、関係部局との連携を十分に強化して、農業振興等を図ること。

2) 今後の事業の実施に関する意見

(1) 河川事業及び下水道事業

事業区域の広域化や事業期間の長期化に伴い、事業効果が分かりにくくなっていることから、再評価調書の短期的事業計画調書には「今後10年間の整備方針及び事業計画」を、可能な限り具体的に記載すること。

休止している事業については、事業進捗状況との関連など、各事業に即した形で分かりやすく再評価調書に記載すること。

(2) 街路事業

事業費の算定に当たっては、コストアップの可能性を十分に検討し、可能な限り正確に見積もるよう努めること。また、重要な未確定要素がある場合には再評価調書に記載すること。

都市計画決定された事業計画の場合であっても、決定の際に考えられた代替案を再評価調書に記載すること。

街路景観について、今後はより一層配慮した上で、事業を推進すること。

3) 今後の公共事業再評価の実施に関する意見

再々評価事業については、前回再評価時からの事業進捗が分かるように、前回の進捗率を再評価調書に記載すること。

事業計画に大きな変更があった場合には、変更に至るまでの決定プロセスなど県民が分かりやすい変更理由の記載に努めること。

6 評価の結果

以下の事業を継続する。

- ① 一般国道346号 鹿島台バイパス整備事業
 - ② 一般県道出島線 出島道路改良事業
 - ③ 主要地方道角田山元線 坂元道路改良事業
 - ④ 主要地方道鹿島台高清水線 姥ヶ沢道路改良事業
 - ⑤ 広域基幹 迫川河川改修事業
 - ⑥ 広域基幹 迫川（芋埜川）河川改修事業
 - ⑦ 広域基幹 迫川（熊川）河川改修事業
 - ⑧ 広域基幹 迫川（長沼川）河川改修事業
 - ⑨ 広域基幹 迫川（荒川）河川改修事業
 - ⑩ 広域基幹 田尻川河川改修事業
 - ⑪ 広域基幹 鳴瀬川河川改修事業
 - ⑫ 広域基幹 善川河川改修事業
 - ⑬ 広域基幹 竹林川河川改修事業
 - ⑭ 広域基幹 白石川河川改修事業
 - ⑮ 広域基幹 白石川（斎川）河川改修事業
 - ⑯ 広域基幹 大川河川改修事業
 - ⑰ 広域一般 高城川河川改修事業
 - ⑱ 都市基幹 七北田川河川改修事業
 - ⑲ 都市基幹 七北田川（梅田川）河川改修事業
 - ⑳ 都市基幹 砂押川河川改修事業
 - ㉑ 鹿折川地震高潮等対策河川事業
 - ㉒ 坂元川総合流域防災事業
 - ㉓ 出来川総合流域防災事業
 - ㉔ 雉子尾川総合流域防災事業
 - ㉕ 富士川総合流域防災事業
 - ㉖ 西川総合流域防災事業
 - ㉗ 長沼ダム建設事業
 - ㉘ 平地すべり対策事業
 - ㉙ J R仙石線多賀城地区連続立体交差事業
 - ㊀ 都市計画道路 駅前大通線道路改築事業
 - ㊁ 加瀬沼公園整備事業
 - ㊂ 仙塩流域下水道事業
 - ㊃ 阿武隈川下流流域下水道事業
 - ㊄ 鳴瀬川流域下水道事業
 - ㊅ 吉田川流域下水道事業
 - ㊆ 経営体育成基盤整備事業（多田川左岸地区）
 - ㊇ 経営体育成基盤整備事業（中埜西部地区）
 - ㊈ 経営体育成基盤整備事業（円田2期地区）
 - ㊉ 経営体育成基盤整備事業（川北2期地区）
- （以上39事業）

評価の結果の詳細は、別紙2のとおり。

なお、事業の実施に関する意見に対しては、以下のとおり対応する。

1) 審議対象事業について

② 一般県道出島線 出島道路改良事業

今後の事業実施に当たっては、維持管理を含めた経費の節減に努める。

③ 主要地方道角田山元線 坂元道路改良事業

② 坂元川総合流域防災事業

今後の事業実施に当たっては、関係事業課間をはじめ、関係自治体や関係機関との調整を一層綿密に行い、効果的に事業を推進する。

② 長沼ダム建設事業

不特定用水^{*}の維持による利水便益の効果が得られるように、関係部局と十分に連携して、農業振興等を図るよう努める。

^{*}不特定用水とはダムが建設される以前から川で利用されてきた水で、流域に住む人々の「上水道用水」や農業、工業などの産業活動のための用水（「農業用水」、「工業用水」）及び「河川維持流量」（河川の環境や生態系を維持していくための最低限の流量）の総称。

2) 今後の事業の実施について

(1) 河川事業及び下水道事業

再評価調書の短期的事業計画調書には、「今後10年間の整備方針及び事業計画」を可能な限り具体的に記載することとする。また、休止している事業については事業進捗状況との関連など、各事業に即した形で分かりやすく再評価調書に記載することとする。

(2) 街路事業

事前に確定していない項目も含めて全体事業費を正確に見積もることは難しい面もあるが、可能な限り正確に見積もるとともに、未確定要素についても記載するよう努める。また、都市計画決定された事業計画であっても、代替案について再評価調書に記載することとする。

街路事業の実施に当たっては、街路景観についても検討し、一層配慮する。

3) 今後の公共事業再評価の実施に関する意見

再々評価事業については、前回再評価時からの事業進捗を分かりやすくするため、再評価調書の様式を変更し、前回の進捗率を記載することとする。

再評価対象事業の事業計画に大幅な変更があった場合には、変更要因や変更に至るまでの決定経緯などを再評価調書に県民に分かりやすく記載することとする。